

## 鈴鹿市地域づくり協議会条例案（骨子）への、各地域づくり協議会からの意見聴取の結果

※ 募集期間 平成30年9月3日（月）～12月6日（木）

※ 意見件数 96件

No.	意見等	意見に対する考え方	変更内容
<b>名称</b>			
1	地域づくりとまちづくりの差異は何か。	市では、「地域づくり」をそれぞれの地域において、地域づくり協議会を中心に行われるまちづくり。「まちづくり」を市民一人ひとりが、住みよいまちをつくるために行われる公共的な活動。大きな意味でのまちづくりとそれぞれ定義しています。	
<b>① 目的</b>			
2	「市と協働」は一方向になっているように思う。これを「地域協働、市との協働」としたらどうか。自治会、地域団体などと連携し易い内容にすべきである。行政側は、公助以外に口出しせず、財政的な支援と見守りで、しっかりとした組織体制に育てていくのがベストではないか。	本市における基本的な協働の方針は、鈴鹿市協働推進指針に沿って進めるものと考えます。地域の主体性を尊重し、地域内の協働が進むよう、行政も一緒に地域づくりを進めてまいります。	
3	Win-winの説明をされたが、メリットばかりでデメリットの説明がない。デメリットを明らかにすべきである。	本条例案は、地域づくり協議会と鈴鹿市の関係性を表した条例であり、取組みの成果を表すものではございませんが、協議会の運営における課題や対応については地域と行政による協働による関わりの中で整理し、より良い取組みへと繋げていきます。	
4	総括組織として、活動できる様地域へ周知を徹底する。	今後も更なる地域づくりに関する広報活動に努めます。	

5	「地域と市との協働による～」⇒「地域内の構成員が協働し、さらに市と協働による住民主体の地域づくり協議会を推進する条例を制定する」に変更。	本市における地域内での協働を含む基本的な協働の方針は、鈴鹿市協働推進指針でお示ししております。
6	地域づくり協議会が市の公的団体として認定され活動できることはいいことであるが、市民に分かりやすく「見える化」していくものであること。とは具体的な施策は何か。	本条例案により協議会の役割、要件等が「見える化」されます。
<b>② 協議会の役割</b>		
7	「地域づくり協議会の構成員（住民、団体、事業所）が協働して地域づくりをする。また地域づくり協議会が地域を包括し市と協働して地域づくりをする。」という趣旨に解釈できるように各所表現して欲しい。	御意見の趣旨のとおり本条例案を作成しております。
8	「・市と協働して地域づくりに取り組む・自主的に地域の課題解決と地域の活性化に取り組む・地域活動をするすべての人や団体が地域協働して取り組む。」と見直す。	本市における地域内での協働を含む基本的な協働の方針は、鈴鹿市協働推進指針でお示ししております。
9	地域づくり協議会の事務局は、公民館に置くことが基本と説明を受けているが、新公民館の中に地域部屋を設けて活動することに建設委員会で反対され、現行のままの施設利用でよいとの意見が出た。	国の答申にもあるように、公民館は生涯学習だけでなく地域づくりの拠点としての役割ももつため、本市においても公民館を活動拠点としています。地域づくり協議会の事務局が公民館で活動できるよう、地域とも協議をしながら今後も整備を進めてまいります。

10	「市と協議会は対等な関係」「協働のパートナー」と謳っても、実際は、協議会の計画策提案を市に対して提示し、市がそれに対して可否を判断する図式になる以上「対等な関係」はイメージできない。	地域計画は、地域づくり協議会の基本目標と自助共助の活動方針等を表したものです。計画に対し市が可否を示すようなものではありませんが、住みよい地域づくりに向けて必要であることについては、市も一緒に考えていくものとしております。	
11	協議会が機能しやすい環境づくり。拠点、備考、支援等、地域差が激しい。	人的・材的支援を含め、地域に合った支援を行います。	
12	住民の声を聞き取り反映しやすい組織づくり	⑥協議会の要件に「民主的な運営」を追記し、住民の声を反映した組織づくりが図られるようにします。	要件に「民主的な運営」を追加
13	「・市と協働して地域づくりに取り組む・自主的に地域の課題解決と地域の活性化に取り組む・地域活動をするすべての人や団体が地域協働して取り組む。」と見直す。	本市における地域内での協働を含む基本的な協働の方針は、鈴鹿市協働推進指針でお示ししております。	
14	一般人の活動はあくまで法的拘束力はない。パートナーの位置づけは？法・条例・規則外の活動しかできない。	住民一人ひとりの活動を拘束するものではありません。パートナーの位置づけは鈴鹿市協働推進指針の「協働の基本原則」に基づきます。地域づくりの活動は、関係法令を遵守し取り組むものと考えます。	

③ 協議会の区域		
15	既存の行政区単位の地域づくり協議会は、学校区単位を基準としてこなかったため、見直すことに混乱が生じて住民の支持が得られない。地域に学校区が混在していて活動の妨げになっている面もあり、この点を指摘する住民がいるのも事実である。当面は推移を見ながら、一定期間において条例、この部分を見直すことも必要だと思う。	本市が地域づくり協議会の活動範囲の目標を小学校区とする理由は、持続可能な地域を形づくりにあたり、今後の地域の担い手となる子どもや親世代にとって顔と顔がわかる身近なコミュニティの範囲が望ましいと考えるからです。小学校区で取り組んでいるコミュニティスクールや避難所開設に、福祉や安全安心の取り組みが連携することで、より地域力の向上を図ることができると考えます。したがって、小学校区での活動が将来的に協議会に有益であるという機運がある場合は、隣接する協議会と調整の上、活動区域を整理するものと考えています。御意見のとおり今後の推移を見ながら区域の整理を進めます。
16	地域づくり協議会の区域は、規則において別表で記載する。とあるため、別表の提示を。	施行規則で提示いたします。
17	地域づくり協議会の区域は思い切って原則の小学校区に踏み切ってもらいたい。	本市は地域づくり協議会の活動範囲の目標を小学校区とし取組みを進めていますが、地域には地区市民センター所管区域を基本としている活動もあり、直ちに小学校区に再編成することは現実的に困難であり、当面の間は並行することが必要と考えますが、地域に必要な活動の継続を図り、子どもや親世代にとって顔と顔がわかる身近なコミュニティの範囲で、福祉や防災、子どもの育成などに地域力を発揮できるような地域づくりを目指すためにも、小

		<p>学校区を目標に掲げながら進めてまいりたいと考えています。</p>	
18	<p>地域によって、多数の小学校を抱えているところがあり、小学生が参加しやすいのが一番と思う。</p>	<p>本市が地域づくり協議会の活動範囲の目標を小学校区とする理由は、持続可能な地域を形づくりにあたり、今後の地域の担い手となる子どもや親世代にとって顔と顔がわかる身近なコミュニティの範囲が望ましいと考えるからです。小学校区で取り組んでいるコミュニティスクールや避難所開設に、福祉や安全安心の取り組みが連携することで、より地域力の向上を図ることができると思います。</p>	
19	<p>小学校単位で協議会を設けるのには問題が大きい。</p>	<p>本市が地域づくり協議会の活動範囲の目標を小学校区とする理由は、持続可能な地域を形づくりにあたり、今後の地域の担い手となる子どもや親世代にとって顔と顔がわかる身近なコミュニティの範囲が望ましいと考えるからです。小学校区で取り組んでいるコミュニティスクールや避難所開設に、福祉や安全安心の取り組みが連携することで、より地域力の向上を図ることができると思います。</p>	
20	<p>区域を原則小学校区目標にするということについては疑問を感じる。従来行政区（23区）単位、連合自治会単位で地域行事や各種行政委員等を取りまとめてきた中で、小学校区単位に再編してうまく機能するとは思えない。スポーツ推進委員制度についても、行政懇談会で見直しを提言したが、小学校区単位で選出しているため、白子や玉垣地区は1人も選出できず、制度が公平になっていない。行政区の規模に応じ、まとまりのあ</p>	<p>本市が地域づくり協議会の活動範囲の目標を小学校区とする理由は、持続可能な地域を形づくりにあたり、今後の地域の担い手となる子どもや親世代にとって顔と顔がわかる身近なコミュニティの範囲が望ましいと考えるからです。小学校区で取り組んでいるコミュニティスクールや避難所開設に、福祉や安全安心の取り組みが連携することで、より地域力の向上を図ることができると思います。しかしながら、貴意のとおり従来から地区市民センター所管</p>	

	<p>る地域ごとに協議会、地域企画づくりをすべきではないか。この問題は、他の市の施策に共通する問題であり、市の都合だけでなく、住民の実態、声を反映し、実効性のある制度にしていきたい。</p>	<p>区域（23 地区）を基本にした活動もありますので、現在、地域で行っている活動の状況を踏まえながら、区域の整理を検討しています。今後、地域とも相談しながら、地域づくりの活性化を図ることができるよう進めたいと考えています。</p>	
21	<p>大規模災害に備え小学校（収容避難所）を拠点とすることで平時訓練も効果が出る。</p>		
22	<p>小学校の統廃合が予測される地域は、協議会の統廃合計画を事前に作成しておく。</p>	<p>協議会の区域は、小学校の統廃合と必ずしも連動するものではないと考えています。また、協議会の統廃合は、関係する協議会双方の話し合いと総会で決められるものですが、そのような事態が想定される場合は、市も一緒に協議していくものと考えます。</p>	
23	<p>小学校区と行政区のメリット、デメリットを比較して提示してほしい。</p>	<p>小学校区においては、今後の地域を担う若い世代のコミュニティがあります。行政区においては、地域を支えてきた地域自治を中心としたコミュニティがあります。</p>	
24	<p>協議会の区域が他の協議会の区域と重なるものや市境を含め空白地域の発生の可能性もあるが、市としてどのような整理を考えているのか。</p>	<p>原則小学校区としており、重複地域、空白地域はできないことを想定していますが、行政区と小学校区の協議会が隣接している地域については、市を含み各地域と協議の上、区域を整理するものと考えています。</p>	
25	<p>行政の出先の社協、民児協、消防団、青少年育成等々が全部行政区である。今後どうするのか。</p>	<p>社会福祉協議会等の組織は市の出先機関ではありません。地区社会福祉協議会や民児協、消防団は地区市民センター所管区域が基本となっていますが、青少年育成町民会議は小学校区で活動しているところもあります。地域づくりの範囲の目標を原則小学校区とする中で、今後も各団体と協議し、できる</p>	

		だけ同じ区域で活動できるように整理を進めてまいります。	
<b>④ 協議会の構成員</b>			
26	地域の居住者全員が地域づくりを担っているという認識をあらゆる機会を通して市民に周知徹底していく施策を考え、実行することが重要である。	貴意のとおり、住みよい地域づくりに向けて地域全体で取り組むことができるよう周知を図り、施策を推進するものと考えております。	
27	現在、自治会に加入していない人たちに、地域づくり協議会に加入してもらうのは難しいと思う。	地域づくり協議会は区域に属する全ての居住者が構成員であり、加入脱退の概念はありませんが、地域の一員としてできる範囲内で地域づくりに参加していただくことが大切と考えます。	
28	「区域に居住する者全て、区域で活動するものが構成員となる。」とされているが、「個人の意志に反し、協議会に参加しない権利の侵害」に繋がる恐れがある。各個人の参加同意が必要ではないか。	構成員として、必ず協議会の活動へ参加するように強要するものではなく、地域の一員として、関わり方は様々でも、できる範囲内で参加を促していくことが大切と考えます。	
29	自治会に加入していない世帯もまちづくりの対象とすると、自治会費を払っていないのにサービスを受けられるということは、自治会に加入世帯からみると、未加入世帯はただ乗りといえる。	自治会費からは、自治会活動以外に地域全体の公益活動にも費用が充てられていますので、自治会加入未加入世帯で費用負担に不公平感があるというお声があります。しかしながら、住みよい地域のための公益活動は、限られた公金だけでまかなうことは難しく、必要に応じて地域の費用負担も発生する場合もあると考えます。そのための費用負担については、各協議会の総会等で協議し決定されるものと考えます。	

30	区域の居住者が原則。「区域で活動するもの」があいまい。個人ではない、法人・団体と定義したほうが良い。	居住せずとも地域で活動する個人も対象としておりますので区域で活動するものと表現しております。	
31	自治会費（任意）を協議会活用（全住民）することが自治会で承認させる。	各協議会において、総会等の民主的な手段においてご判断いただくものと考えます。	
32	運営会費を全構成員から徴収することは困難。不公平感がでる。	例えば、自治会費からは、自治会活動以外に地域全体の公益活動にも費用が充てられていますので、自治会加入未加入世帯で費用負担に不公平感があるというお声があります。地域づくり協議会の構成員に加入脱退の概念はありませんので加入権を設定し運営費とすることは出来ません。しかしながら、住みよい地域のための公益活動は、限られた公金だけでまかなうことは難しく、必要に応じて地域の費用負担も発生する場合もあると考えます。そのための費用負担については、各協議会の総会等で協議し決定されるものと考えます。	
33	地域に居住する住民の範囲と扱いをどうするのか。例えば、独身者等短期入居者や長期で居住し地域に溶け込んでいる人、長期で居住し地域と関わりたくない人など。	地域づくり協議会は区域に居住する全ての住民が構成員であり、加入脱退の概念はありませんが、地域の一員として、できる範囲内で地域づくりに参加していくものと考えています。個人の背景により、地域づくりへの関わり方には違いや差が生じることもありますし、活動によっては支える側ばかりではなく支えられる側になることもあります。お互いさまの意識をもって地域づくりに関わっていくことが大切と考えています。	



⑥ 協議会の要件			
34	規約の整備の中に事業が入っている。(事業が協議会の目的を達成するようになっているか。地域を包括的に運営するようになっているかの確認が必要)	貴意のとおり、事業が協議会の目的を達成するものとなり、地域の包括的に運営するようになることは大切で、総会等で協議され判断されるものと考えます。	
35	協議会の役員立候補者がなく選出に苦勞する。	役員等の担い手不足は地域の大きな課題であると認識しています。そのためにも、地域づくり活動に関わる人材発掘や人材育成が必要であり、まちづくり委員やボランティアの募集等の取組みも有効と考えます。	
36	地域づくり協議会の区域については、隣接する地域との連携やトラブルを避けるため、互いに地域計画の範囲を定め、事前に協議して協力しなければならない。	御意見にもあるように、地区市民センター所管区域と小学校区が異なる地区については、行政も入りながら、隣接する地域づくり協議会同士の協議が必要と考えています。	
37	自治会代表者の参画を要件の一つとあるが、自治会代表者の責務は、単一自治会の職務を遂行することが最優先される。自治会代表者への、自主的、ポジティブな参画を促していくことが重要であり、単一組織から、一歩抜け出し(地域)全体を全自治会共通の認識として活動していくことが成果に繋がる。地区内自治会連合会を通して、主体的に展開できるよう、地域協働課が各自治会代表者に対し様々な施策(研修等)を計画しておく必要がある。	市として、地域づくりに関する広報活動に努めるとともに、平成29年度から開催している、地域づくり塾についても内容を充実し、組織力の向上や地域のマンパワーの活性化を図っています。	
38	学校区と行政区の両方でまずは活動していくしかない。自治会と協議会のあり方は難しい。自治	様々な地域活動が動いている中で、これからの地域の形を考えていく過程では、自治会の協力が必要です。地域づくりの更なる活性化に向けて、区域の整	

	会長が中心になって活動して立ち上げるしかない。	理を進めたいと考えておりますので、御協力をお願いします。	
39	まちづくりの担い手は自治会長と説明があったが今以上に自治会長の負担が増え、さらに自治会長のなり手がなくなる。自治会代表者がなぜ協議会の運営に参画しなければならないのか。自治会からの委員推薦は受けていない。	地域づくりは、住民、自治会、団体等が協働し取り組むものです。その中で自治会は地域活動に対して関わりが深く、「地域の一員」としての協力が不可欠であり、そのために自治会長を始め自治会の役員の方々にも地域づくりの方針等を理解し協力していただくことが必要であることから、要件の一つとしています。	
40	地域づくりの役員の仕事が複雑化、混乱するだけで何のメリットもないのではないか？自治会の代表者で推薦した役員とするのはどうか？	これから地域にとって必要な活動を進めていただくために、事業の棚卸しや役員の役割の見直し等を行うことで、活動しやすい組織等にすることができると考えます。ご意見のように、自治会から推薦された方を役員とすることも、ひとつの手法であると考えます。	
41	自治会代表役員の1年任期のところは短い。効果的な進め方を考える。	役員任期は各地域の考え方によりますが、住みよい地域づくりには自治会と協議会の円滑な連携が必要ですので、これを機会に、各地域でも御検討いただくことが必要と考えています。	

⑦ 認定			
42	今回、提示のあった鈴鹿市地域づくり協議会は、鈴鹿市条例に根拠を持つ任意団体であると解するかどうか。また、地方自治法に基づく地縁団体である法人化自治会と同様、市として協議会のNPO法人化等を研究され、各協議会への指導等をいただきたい。	任意団体ですが、本条例に根拠をもつ公共的な団体となります。地域づくり協議会の法人化は全国的な課題であり、市としても研究会等に積極的に参加し情報提供等をしたいと考えています。	
43	パートナーの位置づけが難しい。	鈴鹿市協働推進指針に基づき、パートナーとしての関係を築くと考えています。	
⑧ 協議会の事業			
44	地域ごとに独自課題や地域産業（農業、漁業、商業などの課題）構造の違いがある中、8事業の課題集約をしたり、計画には盛り込まないケースもあるかもしれません。計画の認定を受ける際に市の指導として、このことが義務付けされることは避けて欲しいと思います。	御意見にもあるように、事業は地域の実状からくる課題解決につながるものであることが大切です。お示した8つの事業については、地域の自助・共助との連携が深いものですが、地域の実情や主体性を生かした事業を推進することができるよう、項目を整理いたします。	福祉、防災、教育とその他の4項目に変更
45	これら8つの事業については、①現行の一括交付金以外に新たな財源で支援があるのですか。②地域予算制度内の一括交付金（コミュニティ費を含む）の中から地域づくり協議会が地域の裁量によって財源を確保するのですか。地域福祉について、市には社会福祉協議会という組織体制が明確な団体がある。この団体は各地区に〇〇地区社会福祉協議会と言う下部団体を有し、地域の福祉に関する活動を包括し、高齢者福祉計画を推進している。この条例から言えば地区内の社会福祉協議会は、地域づくり協議会に包括される団体という	平成29年度時点での方針としては②を想定していますが、統合する補助金等については現在検討中です。 鈴鹿市社会福祉協議会は、市とは別の組織ですが、地域づくりにおいて地域福祉は大きな柱であり、協働が不可欠な組織であることは間違いありませんし、この項目に掲げる地域福祉の事業に取り組んでいくためにも、地域づくり協議会と地区社会福祉協議会の一体化が必要と考えています。現在、市と市社会福祉協議会とで、各地区の地域づくりにおける地域福祉のあり方について協議を進めています。	

	認識ですが、事業内容から見ると、地域づくり協議会へ取り込める施策と、社協でしか取組めない施策があると考えます。また、社協の情報は非常に乏しい。社会福祉政策を担う部門は社協地域福祉課ですが、横割り組織である地域協働課が、地域福祉課とどの様に協働し、コーディネート役として地域福祉事業をサポートしていただけるのかお聞かせください。		
46	協議会から地域の要望を行う旨、説明があったが、国、県、その他鉄道会社等、市以外の要望先もあるため、今後も各機関等へ協議会の認知に努めていただきたい。	地域づくり協議会に係る周知及び庁内の連携に努めます。	
47	日常的に発生する交通事故予防を追加する。	交通安全に関する取組みも含めて、表現を整理します。	自主防災 自主防犯 →安全安心な生活 環境づくりに変更
48	8つ取組めない協議会対応として、8つを基本にするなど。	表現を整理します。	福祉、防災、教育とその他の4項目に変更
49	すぐに、事業内容をタイムリーに共有する仕組みづくり。	協働の基本原則に基づき、情報共有を図ります。	

50	地区防災計画の作成	各種行政における計画に協議会が関わりをもって地域の課題や実情を反映できるよう行政内部へ働きかけます。	
51	災害復興計画の作成	各種行政における計画に協議会が関わりをもって地域の課題や実情を反映できるよう行政内部へ働きかけます。	
52	自主防犯自主防災の項は、地域安全に防犯、防災、交通安全も包括した形にする。	表現を整理します。	自主防災 自主防犯 ⇒安全安心な生活環境づくりに変更
53	地域の連携、コミュニケーションのために地域住民の交流及び連携に関する事業を入れることも検討すべき。	表現を整理します。	地域づくりに資する事業に含める。
<b>⑨ 活動の制限</b>			
54	秋祭り等、神社に関する行事は地区にとっては重要であり、細かい条例が必要である。	この項目は、地域づくり協議会の活動目的に対する制限です。地域の実状にもよるため、地域内での協議も大切と考えます。心配のある事業は、市へ御相談ください。	
55	一般人であれば問題ないのでは。パートナーであり、准公務員でもない。	地域づくり協議会の目的や活動について制限するものであり、一個人の活動を制限するものではありません。	

⑩ 地域計画の策定		
56	市の基本構想に基づき、それに沿った形の地域計画が求められるのであるならば、「協議会」は「市（行政）の補完」に過ぎず、「真に協働して取り組む」「市の役割・姿勢」は自主的主体的に取り組む協議会組織に地域協働という形で寄り添うべきです。市支援職員も積極的にまちづくり、地域計画策定に関与し、行政の取組む多くの計画実現に真剣に向き合い、地域を巻き込んでいくことが出来れば総合計画の達成につながるのではないかと。	御意見にありますとおり、協働とは共に考え、役割分担し、協力しあうことですので、今後、地域の主体性を尊重しながら行政も一緒に地域づくりに取り組めます。 地域計画の策定につきましては、協議会ごとの策定プロセスがあるため、地域支援職員が関わりながら計画策定を進めてまいります。
57	既存のまちづくり協議会の名称を地域づくり組織に名称変更する必要があるのか。地域計画策定において、まちづくり協議会の名称を使っても良いのか。紛らわしいので名称を統一できないか。	市として、「まちづくり」と「地域づくり」の言葉の定義は分けていますが、団体名称として付されているものは、単に名称の違いだけです。名称変更の必要はありません。
58	地域に計画内容の変更を迫ったり、行政指導があっても困ります。	地域計画は地域住民が自主的・主体的に策定されるものですので、変更を迫ったり一方的な行政指導を行うようなことはありません。
59	地域計画を策定中であるが、市との協働が出来ていない。市民センター、支援職員の役割が明確でなく、参加しているだけになっているので、もっと積極的に関わって欲しい。	地区市民センター所長は地域づくりコーディネーターとして、また支援職員は計画策定の中で、①作成のための情報提供や助言を行う、②地域の将来像等を検討するワークショップ等開催支援、③地域の課題等を解決するための事業や予算検討、④地域計画書案等の作成、⑤その他地域計画の作成に向けての必要な作業を支援業務としています。支援職員は兼務であるため、本業務と調整しながら支援業務に

		当たっておりますが、計画策定が円滑に進むよう、支援に力を入れていきたいと考えています。	
60	地域計画は4年毎に見直しを行うのか。長いスパンではだめなのか。	地域の将来を見据えた上で、実際に取り組む具体的な計画を立てていただくため、4年と設定しています。	
61	雛形を作成すれば作りやすくなる。	今後、必要に応じて地域ごとの雛形を提示する予定です。	
62	早期復興を図るため、被災想定に基づく「復興のまちづくり計画」をつくる。	復興には土地利用のあり方など都市計画を含めた要素もあり、地域の御意見も聞きながら市が主導で計画づくりに取り組むことが必要と考えます。	
63	地域計画という表現が非常に重い、また範囲が広い。地域づくり計画に変更してはどうか。	策定ガイドブックにも謳っていますが、地域計画は住民自らが考える自助・共助による地域づくりの方針であり、地域が考える課題と、解決策を具体的にまとめたものです。名称は、各地区で決定していただくものとしています。	
64	今までのまちづくり規定と地域計画とがマッチしない場合は、地域計画に合わせるのか。	地域計画は、住みよい地域づくりに向けて自助・共助で取り組む地域づくりの活動方針と解決策をまとめたものです。策定の過程では、今までの各地区のまちづくり規定も含めて、これからの地域づくりに必要なことを話し合い、まとめていくものと考えています。	
<b>⑪ 協議会代表者会議の設置</b>			
65	人と人とのつながりと後継者作りの場となるので会長候補者も参加する。	基本は代表者で構成する会議となります。	
66	好事例の発表など情報共有の取組みもし易い。	御意見のとおり、情報共有など地域づくり全体の活性化につながるためのものと考えております。	

67	協議会代表者会による自主運営化と定期開催など	今後の方向性に関するご意見として承ります。	
68	行政指導がどこまで入り込んでくるのか。	協議会間の情報共有と交流促進を図ることが目的であるため、一方的な行政指導はありません。	
<b>⑫ 市の支援</b>			
69	既に活動している地域づくり協議会は、住民や各団体に理解してもらうのに相当の苦労があったので、法的な位置づけがなされることは、良いことだと思う。市との協働といわれるが、人的支援が本腰ではない。地域づくりに関わる市の部署の人事異動に疑問が残る。市民センター、市支援員の関わり方が明確でない。（覚悟が見えない）	人的支援については、規程に基づき各地区を担当する支援職員を決めています。地域協働課の地区担当、地区市民センター所長及び代表支援職員等と協議し支援業務に当たっています。地域計画の策定も含めて、今後も引き続き積極的な支援に取り組んでまいります。	
70	既に取組んでいるが、財政的支援が小さく、寄付や協賛金で賄っているのが現状。事業の数が増えることで、ボランティア頼みに限界（特に事務的な処理に対する仕事が多い）。事務局費で事務処理の専門家を雇用したいのが本音。かなりの時間拘束されているので気の毒（家族からも苦情が出ていると思う）。	厳しい財政状況ではありますが、地域づくりの活性化を図ることができるような財政的支援の構築に取り組めます。	
71	支援について、ここでは一括交付金の事を言われていると推察します。地域策定計画と連動して、鈴鹿市地域予算制度が、2020年4月に交付予定ですが、2年後ろ倒しになっています。一部公民館運営委託料は、モデル地区は2018年4月から始まっていますが、地域づくり協議会の裁量で支援金の使途が自由に決められる、コミュニテ	この項目での支援とは、一括交付金を含めた財政的支援、人的支援を指します。コミュニティ活動費（自治会事務委託料が原資）のあり方については、鈴鹿市自治会連合会とも意見交換し、個々の自治会に与える影響の大きさから、一括交付金への統合の可否も含めて検討中です。	



	<p>ィ活動費（自治会事務委託料）について現状どのように、鈴鹿市自治会連合会と調整されているか、最新の情報を提示ください。</p>		
72	<p>財政的支援については、一括交付金（地域に対する補助金・公民館運営料・コミュニティ活動費・事務費+事業補助金・委託料）で賄い、新たな財源で支援はしないという理解でよいのか。</p> <p>人的支援について、地域づくり支援職員は期間限定で2020年3月末で任期が切れます。2020年4月以降の人的支援体制についてどのように地域づくりを支援していくのか明確にしてください。</p>	<p>厳しい財政状況も踏まえ、地域支援に関する予算のあり方を見直し交付するものと考えています。</p> <p>2020年4月以降の人的支援についてはこれまでの支援のあり方を検証し見直した上で継続するものと考えています。</p>	
73	<p>早く財政的、人的支援をお願いしたい。アクションが遅い。</p>	<p>財政的支援については、2020年4月から交付を目標に一括交付金化に向け検討を進めています。人的支援については、地域支援職員制度をもって積極的な支援にあたります。</p>	
74	<p>支援制度はとても良いので、メンバーが少なくても、2～3人は地域づくりの一員として今後も関わって欲しい。</p>	<p>2020年4月以降の人的支援についてはこれまでの支援のあり方を検証し見直した上で継続するものと考えています。</p>	
75	<p>まちづくり協議会自体が条例で作られているものだが、住民主体となって事業をすることとなっているが、市長が集めた税金・交付金等を自治権がない協議会に部分的にも託すのであれば、協議会自体が地方自治法に反するのではないか。市長が主体で地方自治をする最小単位と国が決められているのではないのか。</p>	<p>市は、税金と国から得た交付金を協議会に託すのではなく、地域づくりに関する予算として交付いたします。</p> <p>協議会は、住みよい地域づくりのために住民がルールを決め、連携協働して活動をする組織であり、住民自治の実現に資するものとして、地方自治法に反するものではないと考えます。</p>	

76	自主的な活動が市職員の手足の働きになるのでは。	地域が行う自主的な活動は、行政が担うべき業務の範囲ではなく地域における課題に対し地域で取組むものと考えます。	
77	地域の連携強化を図るため、さらに自治会、関係団体への市からの指導を行う。	地域づくりの必要性和意義について広報等に努めるとともに、必要に応じて一緒に協議し、地域内連携の促進を図ります。	
78	職員の専門性を生かして支援体制の強化	職員の知識や経験を活かして支援してまいります。	
79	まちづくりの専門家による継続的な指導	必要に応じて、専門家等の指導が受けられるような機会を提供していきたいと考えております。	
80	活動拠点の整備をお願いしたい。	国の答申にもあるように、公民館は生涯学習だけでなく地域づくりの拠点としての役割ももつため、本市においても公民館を活動拠点としています。厳しい財政状況ではありますが、地域づくりの活性化を図ることができるよう、地域とも協議をしながら今後も整備を進めてまいります。	
81	協議会の支援強化を図るために職員教育を進める。	支援職員、新規採用職員等、対象を変えた地域づくりに関する研修を実施しております。	
82	地域づくりは何をするか、事業、行事、地域計画をする上で、行政との協働、地域密着した市民センターとの連携が大事。	協働で住みよい地域づくりを推進するために、地域と市・地区市民センターの連携を大切にまいります。	
83	定められた予算の範囲で各地域に分配されるのか。策定計画に応じた形で財政支援があるのか。	財政的支援に係る詳細は検討中ですが、他市の事例も参考に検討を進めたいと考えています。	
84	市職員の支援員はどなたなのか、どこに連絡すればよいのかまったく分かりません。	規程に基づき各地区を担当する支援職員を決めています。地域協働課の地区担当、地区市民センター所長及び代表支援職員等と協議し支援業務に当た	

		っています。地域計画の策定も含めて、今後も引き続き積極的な支援に取り組んでまいります。	
85	一括交付金はどこで明示するのか。	財政的支援に係る詳細は検討中でございますが、概要案をまとめ、関係機関等と協議の上、別途、交付にかかる規程を規定していくと考えています。	
86	地域支援職員の支援は期限付き限定で2020年3月末までの4年間であり、2020年4月以降は、地域づくり協議会は協働のパートナーとして、市側からどのような支援を受けることになるのか。	2020年4月以降の人的支援については、これまでの支援のあり方を検証し、見直した上で継続するものと考えています。	
<b>⑬ 委任</b>			
87	規則も行政側だけで決定しないでください。	規則は、地方公共団体の長が、その権限に属する事務に関し、法令に反しない限りにおいて制定するものです。条例案骨子の説明時に施行規則案の考え方も説明しています。	
88	委任という表現は適当なのか。	法により定められております。	
<b>その他</b>			
89	縦割りではなく、横との連携を図り、他部門と協働して主推進していくのは、地域協働課の役割と責務である。鈴鹿市地域づくり支援制度、地域予算制度等を包括して市民に分かるように、広報すずか特集、諸団体を集めての研修等、機会を捉えて市の施策をもっとブレイクダウンしていく必要がある。	地域協働課として、行政内部における横の連携や各課に対して地域と協働していくことを周知するとともに、地域に対しても説明会等を行っています。広報についても特集を掲載するなど引き続き普及啓発活動に努めます。	
90	高齢者の参加促進を考え活動拠点は細分化が必要です。	地域づくり協議会の活動拠点は、基本的に公民館とされていますが、高齢者向けのサロン活動など取組む	

		事業によって、地域内の集会所や空き家の活用などを協議会内で検討していただくことも必要と考えます。	
91	まちづくり基本条例そのものが市民に理解されていない中で、14条の「地域づくりを行う組織」のときに説明しておくべきであったのではないかと思う。市や市議会に望みたいことは、もっとスピーディに意気込みが感じられるような姿勢で示して欲しい。	鈴鹿市まちづくり基本条例は、協働のまちづくりに向けての基本的な考え方をまとめたものです。そのうち、第14条に掲げる様々な「地域づくりの組織」がより連携協働して地域づくりに取り組むことができる仕組みとしての地域づくり協議会を定着・活性化させ、住民主体の地域づくりをより一層具体的に進めていくために本条例の制定に取り組んでいます。	
92	自治会、地域団体への理解を高め連携強化を図る必要がある。	地域づくりの必要性と意義について広報等に努めるとともに、必要に応じて一緒に協議し、地域内連携の促進を図ります。	
93	自治会役員を含めて協議会役員のスキルアップ及び人材育成。	市では、平成29年度から「すずか地域づくり塾」を開催しており、地域における組織力の向上や地域のマンパワーの活性化を推進しています。	
94	自治会長同様に、協議会ボランティア役員も、市から委託するのはどうか。	現在、自治会長には「自治会区域内の市民との連絡等の市行政事務」を委嘱しております。地域づくり協議会の役員は総会等で決められるものですが、協議会は地域を包括する組織となりますので、委嘱や委託については今後の検討と考えています。	
95	行政内部が連携協働して地域づくり協議会に対応することをどこかに入れられないか。本庁に組織上庁内をまとめる部署が必要。現在の地域振興部の機能、権限を強化してそのように持っていく	本条例は、地域づくり協議会に関すること及び市との協働の関係性を表したものです。行政内部が連携協働して地域づくりに取りくむことを目的に、地域づくり推進本部を設置しており、全庁的な地域づくりの推進に取り組んでいます。	

	か。地域だけ地域づくり協議会で包括させている。		
96	「地域づくり組織」と「地域づくり協議会」の違いと2組織の関係性について。	<p>鈴鹿市まちづくり基本条例第 14 条に掲げる「地域づくり組織」とは、地域づくりを行う自治会、青少年育成町民会議、体育振興会等を含む個々の活動団体ですが、人口減少が進む地域においても個々の団体を広く包括し、連携協力しながら地域の課題解決等に当たることができるよう協議調整し実行する仕組みが「地域づくり協議会」です。</p>	